

議案第 3 号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の再編に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表神岡振興事務所の部中

「

北部区	神岡町吉ヶ原、ニッ屋、割石、東漆山、西漆山、牧、土、跡津川、東茂住、西茂住、杉山、横山、谷及び中山の全部
-----	--

を

「

西漆山区	神岡町西漆山の全部
牧区	神岡町牧、東漆山及び鍋り谷の全部
土区	神岡町土及び跡津川の全部
東茂住区	神岡町東茂住の全部
西茂住区	神岡町西茂住の全部
横山区	神岡町横山の全部
谷・中山区	神岡町谷及び中山の全部

に改める。

」

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表 (第2条関係)			本則・附則 略 別表 (第2条関係)		
所管する事務所名	区名	区域	所管する事務所名	区名	区域
本庁の部～宮川振興事務所の部 略			本庁の部～宮川振興事務所の部 略		
神岡振興事務所	船津中央地区 ～坂富区 略	略	神岡振興事務所	船津中央地区 ～坂富区 略	略
	<u>北部区</u>	<u>神岡町吉ヶ原、二ッ屋、割石、東漆山、西漆山、牧、土、跡津川、東茂住、西茂住、杉山、横山、谷及び中山の全部</u>		<u>西漆山区</u>	<u>神岡町西漆山の全部</u>
	—	—		牧区	神岡町牧、東漆山及び鍋り谷の全部
	—	—		<u>土区</u>	<u>神岡町土及び跡津川の全部</u>
	—	—		<u>東茂住区</u>	<u>神岡町東茂住の全部</u>
	—	—		<u>西茂住区</u>	<u>神岡町西茂住の全部</u>
	—	—		<u>横山区</u>	<u>神岡町横山の全部</u>
	—	—		<u>谷・中山区</u>	<u>神岡町谷及び中山の全部</u>
以下 略			以下 略		

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

行政区の名称変更及び再編に伴う改正

2 改正の内容

神岡町北部区について、地域活動の実情に合わせ、また、行政区と市との円滑な連絡調整を図るため、北部区を廃止し、7つの行政区として再編するもの。

3 施行日 平成29年4月1日